

市税・国民健康保険税を一時に納付できない方のために 申請による換価の猶予制度のご案内

市税・国民健康保険税を一時に納付できない方のために、申請により、財産の換価（売却）が猶予され、分割納付をすることができ、延滞金が軽減される猶予制度があります（原則として1年以内の期間）。

猶予の要件は…

次の①～⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、財産の換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 市税・国民健康保険税（以下、「市税等」といいます。）を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税についての誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする市税等以外に、既に滞納となっている市税等がないこと。
- ④ 猶予を受けようとする市税等の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。

※猶予を受ける金額が100万円以下であるなど、担保を必要としない場合があります（裏面参照）。

猶予が認められると…

- ・ 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・ 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ・ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

延滞金の利率

※令和2年1月1日から令和2年12月31日までの利率です。

【通常】	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	2. 6%
	納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間	8. 9%
【猶予期間中】		1. 6%

申請の手続

■提出する書類

- ①「換価の猶予申請書」
- ②「財産収支状況書」 ※資産、負債、収支の状況などを記載してください。
- ③ 担保の提供に関する書類

■申請の期限

猶予を受けようとする市税等の納期限から6か月以内

■猶予の承認又は棄却（却下）

提出された書類の内容を審査した後、担当課から猶予の承認又は棄却（却下）を通知します。猶予が承認された場合は、担当課から送付される「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおりにな付してください。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる主な財産種類には、次のようなものがあります。

- ・ 国債や市長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・ 土地、建物
- ・ 市長が確実と認める保証人の保証

※なお、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保を徴することにより、事業継続又は生活維持に著しい支障が生じるなど、特別の事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。なお、猶予を受けた市税等は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、担当課に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている市税等以外に新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となった場合

- 詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。「猶予の申請の手引き」はさいたま市ホームページからダウンロードできるほか、北部・南部市税事務所納税課において配布しております。

- 市税等を納期限までに納付できない場合には、お早目に担当課にご相談ください。市税等を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。